



子ども・子育て支援新制度の開始に向けて取り組んでいます



幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から始まる予定です。

区では、昨年実施した「新宿区次世代育成支援に関する調査」の結果を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」の策定などの準備を進めています。新制度の実施に合わせ、すべての子育て家庭への支援を一層充実させていきます。

【問合せ】保育園子ども園課運営係(本庁舎2階) ☎(5273)4584・FAX(3209)2795へ。

新制度では 利用のための認定を受けることになります

幼稚園・認定こども園・保育園・保育ルーム等の利用を希望するときには、区から利用のための認定を受ける必要があります。お子さんの年齢や保育の必要性に応じて客観的な基準をもとに認定し、下表の3つの認定区分ごとに利用できる施設等が異なります。

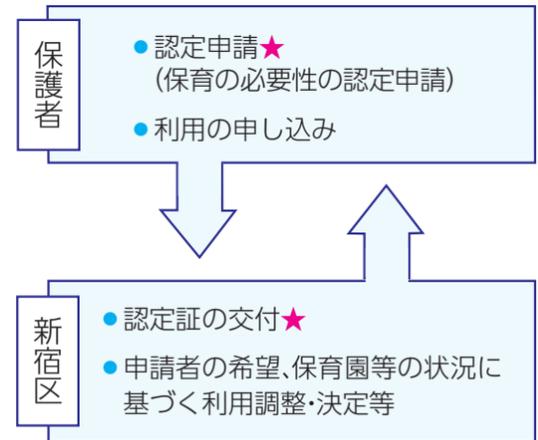
認定区分	対象	利用できる施設等
1号認定	3歳以上 幼稚園等での教育を希望する方	幼稚園、認定こども園(短時間利用)
2号認定	3歳以上 就労など保育の必要な事由に該当し、保育園等での教育・保育を希望する方	保育園、認定こども園(長時間利用)
3号認定	3歳未満	保育園、認定こども園(長時間利用) 保育ルーム 保育ママ ほか

施設等の利用の流れ

保育園等を利用する場合 (2号認定・3号認定)

認定の申請と保育園等の利用申し込みは、原則として同時に受け付けます。必要書類も兼用できますので、手続きに大幅な変更はありません。保護者からの申請内容を確認した上で、区は認定証を交付し、利用調整等を行います(下図参照)。

※保育園等の利用手続きの方法は、「広報しんじゅく」11月15日号でご案内する予定です。



★は新制度から導入される手続き

幼稚園等を利用する場合(1号認定)

入園を希望する幼稚園等で直接、入園申し込みを受け付けます。認定申請と認定証の交付は、入園内定後に園を経由して行います。

※幼稚園等の利用手続きの方法は、「広報しんじゅく」10月15日号でご案内する予定です。

現在、幼稚園・認定こども園・保育園・保育ルーム等を利用している方も、認定の申請が必要です。申請方法等は、今後、園を通じてお知らせします。

新制度 Q & A

Q 認定の申請や利用の申し込みにはどのような書類が必要ですか?
手続きに必要な書類は、これまでと基本的に同じです。保育園等の利用を希望する方(2号認定・3号認定)は、就労証明等の書類が必要です。

Q 新制度では、保育園等の利用はどのように決まりますか?

保育園・認定こども園への入園や保育ルーム等の利用は、これまでどおり、保育の必要性の程度や施設等の空き状況に応じて決定します。なお、区は待機児童解消のための保育定員の拡大と、保護者の多様な保育ニーズに対応するためのサービス拡充に、引き続き取り組んでいきます。

Q 保育料はどうなりますか?

国が定める基準を上限に、保護者の所得に応じて区が定めます。

施設・事業者の認可・運営基準

保育園や保育ルーム等の施設・事業者が運営において遵守すべき基準は、国が定めた基準を踏まえ、区が条例で定めます。また、保育ルームや保育ママ等の認可は区が行うため、認可基準も条例で定めます。今後制定する条例の内容等は、「広報しんじゅく」や新宿区ホームページ等でお知らせしていきます。

10月1日から 水痘(水ぼうそう)・高齢者用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種になります

【問合せ】保健予防課予防係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3859・FAX(5273)3820へ。

水痘(水ぼうそう)ワクチン(無料)

任意接種として、1歳～小学校就学前のお子さんを対象に、3,000円の自己負担で実施していますが、10月1日(水)から定期接種になり、対象と費用が変わります。

【定期接種の対象】1歳～3歳未満のお子さん(すでに水痘にかかった方を除く)
※経過措置として、27年3月31日(火)までは、3歳～5歳未満のお子さんも接種できます。

【接種回数】▶1歳～3歳未満…2回

▶3歳～5歳未満…1回

※任意接種として、すでに水痘ワクチンを接種した方は、これまでに接種した回数分は接種を受けたものとみなし

ます(経過措置の対象の方も含む)。

【接種費用】無料

【標準接種期間】

▶初回…生後12か月～15か月の間

▶2回目…初回接種後6か月～12か月の間

※接種には予診票が必要です。1歳～3歳未満の方には、9月下旬に定期接種用の予診票を発送する予定です(これまでに発行した予診票は使用できません)。3歳～5歳未満で経過措置の対象の方はご連絡ください。

※5歳～小学校就学前のお子さんには、任意接種として、3,000円の自己負担で27年3月31日(火)まで引き続き実施する予定です。詳しくは、お問い合わせください。

高齢者用肺炎球菌ワクチン(自己負担あり)

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌によって引き起こされる感染症を予防し、重症化を防ぐワクチンです。10月1日(水)から定期接種になり、対象が変わります。

【定期接種の対象】

▶65歳の方

▶60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に重度の障害(身体障害者手帳1級程度)があり、接種を希望する方

※経過措置として、平成30年度までは、それぞれの年度に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳

になる方も接種できます。26年度に限り101歳以上の方も接種できます。

【接種回数】1回

【接種費用】4,000円(予定。生活保護を受けている世帯等の方は無料)

※接種には予診票が必要です。対象の方には、9月下旬に定期接種用の予診票を発送する予定です(これまでに発行した予診票は使用できません)。

※65歳以上で定期接種の対象とならない方には、任意接種として、4,000円の自己負担で27年3月31日(火)まで引き続き実施する予定です。詳しくは、お問い合わせください。